

中古品判断基準の策定・適用及び代替手段の審査に関する進め方について（案）

基準の策定・適用及び代替手段の審査に関する進め方については、下図のとおりとしたい。

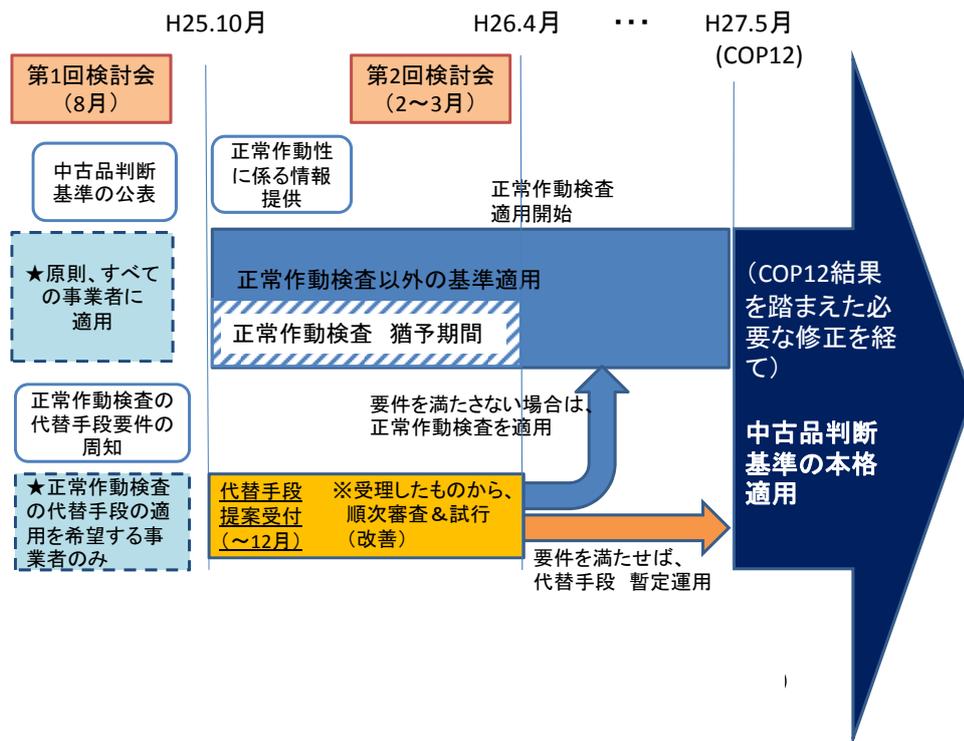


図. 基準の策定・適用及び代替手段の審査に関する進め方

1. 基準の策定・適用

- 資料1の経緯及び論点を踏まえ、本検討会では、パブリックコメントを行った中古品判断基準（案）に必要な修正を加え、平成25年10月からこれを適用することとしたい。
- ただし、基準の一項目である「正常作動性」については、パブリックコメントでその内容の明確化を求める意見があったことを受け、環境省は、平成25年12月末までに「正常作動性」の考え方を示すこととする。また、輸出者においては、こうした情報に基づき、正常作動検査に対応するための準備が必要である。
- このため、正常作動性に係る基準は、平成26年4月から適用することとしたい。

2. 正常作動検査の代替手段の審査

- また、パブリックコメントで正常作動検査の適用に反対する意見があったことを踏まえ、本検討会では、正常作動検査の代替手段の要件をまとめ、代替手段の適用を希望する事業者による提案を受け付けることとする（提案受付期間：平成 25 年 10 月 1 日～12 月 27 日を予定）。
- 提案を行った事業者は、専門家及び関係省庁による審査会（非公開）による審査を受け、提案内容を修正した後、当該代替手段を試行して、その結果を審査会に報告し、審査会は最終的な可否の判断を行う。
- 審査会の結論として、要件を満たすことが困難と判断された場合は、当該事業者においても、平成 26 年 4 月から正常作動検査を適用するものとする。審査会において要件を満たすとされた代替手段については、バーゼル条約において E-waste ガイドラインが採択されるまでの間は、暫定的な適用を認める。
- これらの結果については、今年度末に開催予定の第二回検討会に報告される。

3. 今後の国際交渉への対応

- 我が国は、これら中古品判断基準の運用状況や実効性ある代替手段（検討会により、要件を満たすとされたもの）の暫定運用の状況について、適切な機会に条約事務局へ情報提供を行い、E-waste ガイドラインに位置付けられるよう働きかけるが、COP12 以降に採択されるガイドラインの内容が我が国の取組と異なる場合には、国際基準に沿って国内制度を整備する必要があることに留意が必要である。